

# 令和3年度 認可外保育施設等保育料助成制度のご案内 (委託乳幼児扶助費支給申請)

この制度は、柏市保育ルーム（以下「保育ルーム」といいます。）を含む厚生労働省が定める認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす認可外保育施設（以下「認可外保育施設」といいます。）及び企業主導型保育施設（地域枠ご利用のかたのみ）（上記3施設を総称して「認可外保育施設等」といいます。）にお子様の保育を委託している保護者のかたに対し、経済的負担の軽減を目的に、認可外保育施設等の実際の保育料または支給上限金額と仮に認可保育所等を利用した場合の保育料の差額を助成する制度です。

## 1. 対象施設

- (1) 柏市保育ルーム
- (2) 認可外保育施設
- (3) 企業主導型保育施設(地域枠)

※厚生労働省が定める「認可外保育施設に対する指導監督基準」を満たしている施設が対象です。

※対象施設一覧は、10.11ページに掲載しております。ご確認ください。

## 2. 対象となる方について

次の(1)～(7)全てに該当するかた(保育ルーム入所者は(7)は不要)

- (1) 保護者、お子様ともに柏市に住所を有している。
- (2) 生後57日から2歳児(3歳になる年度の3月31日まで)までのお子様
- (3) 両親ともに保育を必要とする状態(9ページの「表I.保育を必要とする状態」)のいずれかに該当している。
- (4) 認可外保育施設等に通園するお子様が幼稚園、認可保育所等に在籍していない。
- (5) 保護者が認可保育所等の保育料を滞納していない。
- (6) 認可外保育施設等と月極め契約をしている。
- (7) 教育・保育給付認定を受けているかた(保育ルームを除く)

※申請した翌月からの認定となります。

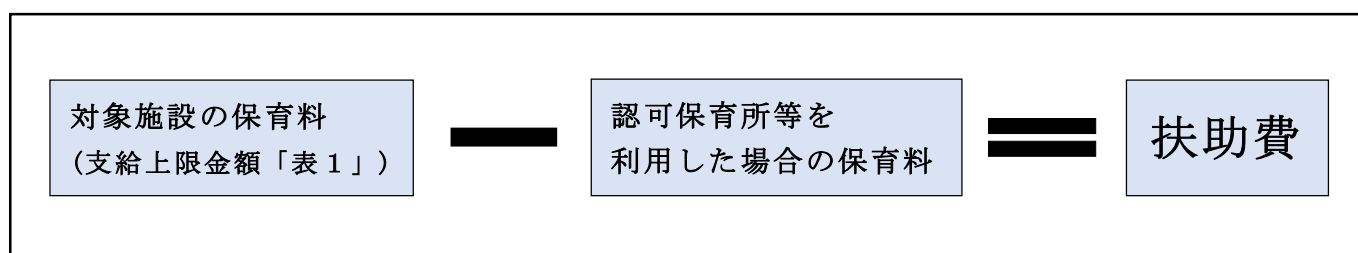
### 3. 支給額等について

表 1. 扶助費支給上限額(100 円未満切捨て)

歳児	支給上限額(乳幼児 1 人あたりの月額)	
	保育ルーム・認可外保育施設	企業主導型保育施設
0 歳児	70,000 円	37,100 円
1 歳児	70,000 円	37,000 円
2 歳児	70,000 円	37,000 円

- ・企業主導型保育施設の支給上限額は、「企業主導型保育事業費補助金要綱」に記載の「利用者負担相当額」と同額としているため、今後変更となる可能性があります

#### 《算出イメージ》



認可外保育施設等の保育料と認可保育所等の保育料の差額を助成します。

なお、住民税非課税世帯は 42,000 円を上限に無償化の施設等利用費が支給されるため(※<sup>1</sup>)、認可外保育施設等の保育料(※<sup>2</sup>)と認可保育所等の保育料(※<sup>3</sup>)の差額から施設等利用費の額を差し引いた金額が助成されます。

※<sup>1</sup> 企業主導型保育施設の場合、無償化の施設等利用費の上限額と上表 1 の扶助費の支給上限額が同額のため、住民税非課税世帯の方は扶助費の支給対象外となります。

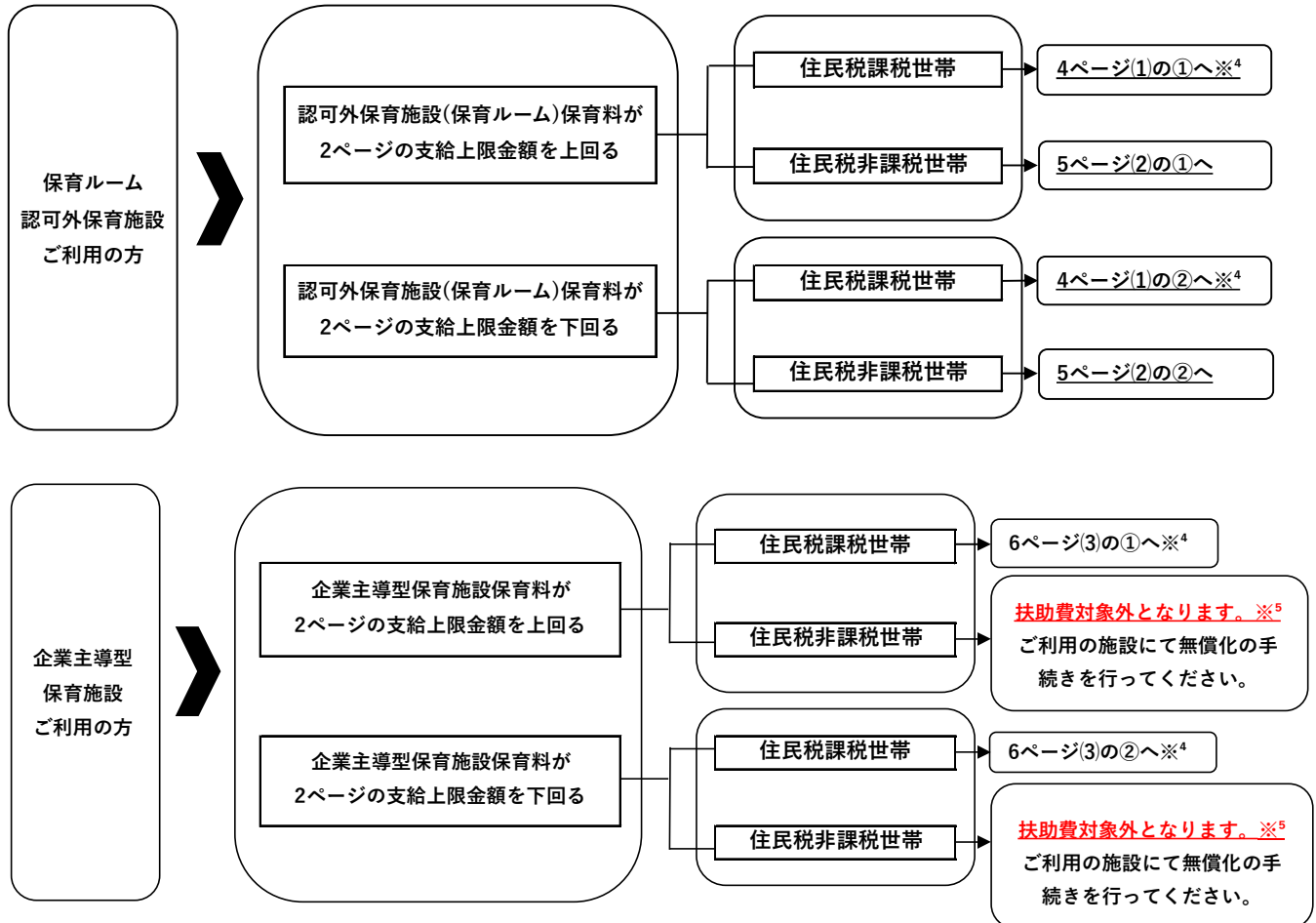
※<sup>2</sup> 助成の対象となる経費は月額保育料と昼食代です。

(入園(会)金、延長保育料、副食(おやつ)代、夕食代、個人的な経費等は含みません。)

※<sup>3</sup> 認可保育所等を利用した場合の保育料については、12 ページの「8. 認可保育所等保育料額表(月額)」をご覧ください。

## 《助成額の例》

ご利用の施設，ご家庭の状況別に助成額の例を紹介しています。  
下記のチャート図より，対応するページの詳細をご覧ください。



### 【注意】

※<sup>4</sup> 認可外保育施設保育料が認可保育所保育料を下回る場合は，以下の項目を確認してください。

認可外保育施設(保育ルーム含む)利用 → 4ページ(1)の③  
企業主導型保育施設利用 → 6ページ(3)の③

※<sup>5</sup> 企業主導型保育施設ご利用で非課税世帯の方は，補助費の対象となりません。ご利用の施設にて，無償化の手続きを行ってください。

## 【助成額の詳細（3 ページ目で該当した項目をご確認ください）】

(1) 認可外保育施設（保育ルーム含む）利用の住民税課税世帯の場合  
対象児童が1歳児，認可保育所等保育料（4-5 階層）29,600（円/月）の場合  
で，認可外保育施設保育料がそれぞれ以下の場合について

### ① 認可外保育施設保育料が支給上限金額を上回る場合

例) 認可外保育施設保育料：80,000 円

支給上限金額：70,000円		支給上限金額超過分 10,000円
扶助費 40,400円	認可保育所保育料 29,600円	

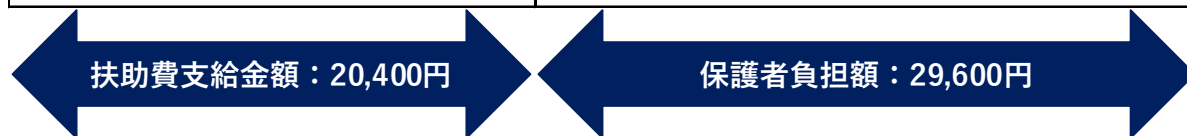


認可外保育施設等の保育料が支給上限金額を超えた場合，超過分は  
保護者負担となります。

### ② 認可外保育施設保育料が支給上限金額を下回る場合

例) 認可外保育施設保育料：50,000 円

支給上限金額：50,000円	
扶助費 20,400円	認可保育所保育料 29,600円



### ③ 認可外保育施設保育料が認可保育所保育料を下回る場合

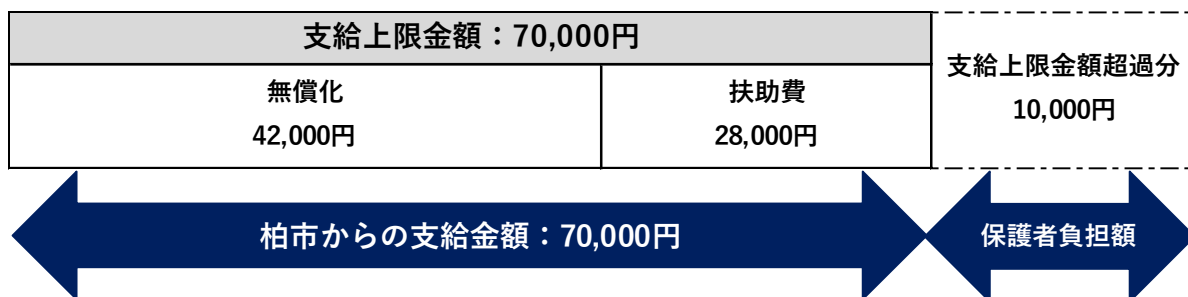
例) 認可外保育施設保育料：20,000 円

認可外保育施設保育料（または支給上限金額）が認可保育所保育料をよ  
り低い場合，支給金額は0円となります。

(2) 認可外保育施設（保育ルーム含む）利用の住民税非課税世帯の場合  
 対象児童が1歳児，認可保育所等保育料（2階層）0（円/月）の場合で，  
 認可外保育施設保育料がそれぞれ以下の場合について

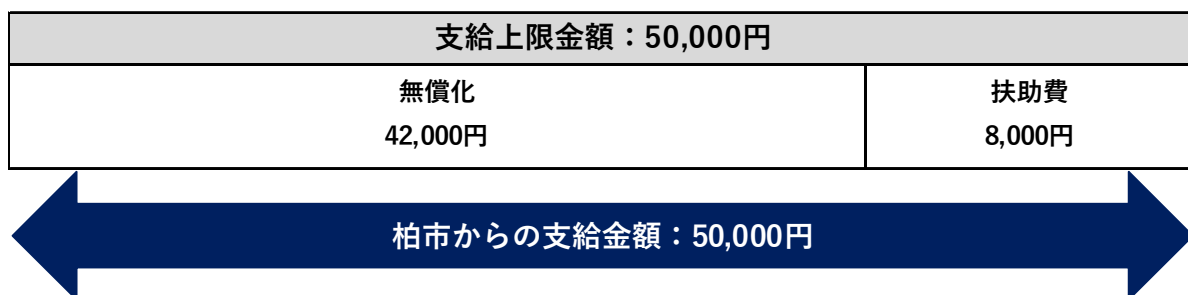
① 認可外保育施設保育料が支給上限金額を上回る場合

例) 認可外保育施設保育料：80,000円



② 認可外保育施設保育料が支給上限金額を下回る場合

例) 認可外保育施設保育料：50,000円



**【注意】**

- ・住民税非課税世帯の場合，42,000円を上限とする無償化額の支給が優先となります。無償化の適用を受けずに，42,000円を含めて全額扶助費で支給することはできません。
- ・42,000円の範囲でベビーシッターやファミリーサポートなど複数の無償化対象事業の利用料を合算することができますが，扶助費助成額を算出する際は，月極での利用を条件としていることから，認可外保育施設分のみの利用として42,000円全額を差し引きます。

### (3) 企業主導型保育施設の場合

対象児童が1歳児，認可保育所等保育料(4-5階層)29,600(円/月)の場合で，企業主導型保育施設保育料がそれぞれ以下の場合について

#### ① 企業主導型保育施設保育料が支給上限金額を上回る場合

例) 企業主導型保育施設保育料：40,000円

支給上限金額：37,000円		支給上限金額 超過分 3,000円
扶助費 7,400円	認可保育所保育料 29,600円	



認可外保育施設等の保育料が支給上限金額を超えた場合，超過分は保護者負担となります。

#### ② 企業主導型保育施設保育料が支給上限金額を下回る場合

例) 企業主導型保育施設保育料：30,000円

支給上限金額：30,000円	
扶助費 400円	認可保育所保育料 29,600円



#### ③ 企業主導型保育施設保育料が認可保育所保育料を下回る場合

例) 企業主導型保育施設保育料：20,000円

企業主導型保育施設保育料(または支給上限金額)が認可保育所保育料より低い場合，支給金額は0円となります。

## 4. 扶助費の支給について

### (1) 保育ルーム入所者

毎月保育ルームから徴収される保育料額が減免されます。

実際の支給方法等については、各保育ルームごとに異なる場合がありますので、入所される保育ルームにお尋ねください。

### 【注意】

扶助費の支給は、保育ルームから提出される申請書が柏市に提出された月からとなりますので、余裕をもって保育ルームに提出するようお願いいたします。

また、申請書の記載内容に不備、もしくは必要書類に不足がある場合は、すべての書類が提出された月からとなります。

### (2) 認可外保育施設(保育ルーム除く)および企業主導型保育施設入所者

下表 2. のように支給となります。

表 2. 扶助費の支給について

申請月	申請書等受付期間	支給月
第 1 期 (4 月分～6 月分)	7 月 1 日 ～ 7 月 20 日	8 月中
第 2 期 (7 月分～9 月分)	10 月 1 日 ～ 10 月 20 日	11 月中
第 3 期 (10 月分～12 月分)	1 月 1 日 ～ 1 月 20 日	2 月中
第 4 期 (1 月分～ 3 月分)	4 月 1 日 ～ 4 月 10 日	5 月中

- ・ 申請書は每期、扶助費を申請される際にご提出ください。
- ・ 上記受付期間を過ぎて提出された場合には、次回以降の申請期のスケジュールにて支給されます。但し、第 4 期の受付期間を過ぎての提出は一切受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・ 提出内容に不備等がある場合には支給が遅れることがあります。

## 5. 申請の際に必要な書類

表3. 申請の際に必要な書類

保育 ルー ム	<input type="checkbox"/> 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助費申請書兼代理受領申出書	
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする状態であることを証明する書類(注 <sub>1</sub> ) (9ページの「表Ⅱ 保育を必要とする状態であることの証明」参照)	
	※扶助費の支給は全ての書類が提出された月からとなります。 ※入所の際にその他書類の提出が必要となります。 詳しくは入所される保育ルームにお問い合わせください。	
企 業 認 可 主 導 外 型 保 育 施 設	<input type="checkbox"/> 柏市委託乳幼児扶助費申請書(申請期ごと)	
	<input type="checkbox"/> 領収書兼支援提供証明書(申請期ごと)	
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする状態であることを証明する書類(注 <sub>1</sub> ) (9ページの「表Ⅱ 保育を必要とする状態であることの証明」参照)	
	<input type="checkbox"/> 委任状 ※申請者(父母)と扶助費振込口座の名義人が異なる場合のみ必要です。	
該 当 す る 方 の み 提 出	提出書類	説明
	<input type="checkbox"/> 令和2年度課税(非課税)証明書 ※総収入金額, 税額控除金額, 所得割額 が記載されたものがが必要です。	令和3年4月から令和3年8月の間に入園, かつ <u>令和2年1月1日に柏市外に住民票があったかた</u>
	<input type="checkbox"/> 令和3年度課税(非課税)証明書 ※総収入金額, 税額控除金額, 所得割額 が記載されたものがが必要です。	令和3年9月から令和4年3月の間に入園, かつ <u>令和3年1月1日に柏市外に住民票があったかた</u>
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (又は離婚届の受理証明書)	<u>ひとり親世帯または両親ともに不存在の場合</u> ※児童の親権者等が明示されているものがが必要です。
	<input type="checkbox"/> 在留カードの写し(表裏両面)	児童, 保護者又は同居世帯員が外国籍の方
	<input type="checkbox"/> 在園証明書	申請時の兄姉が幼稚園, 認可外保育施設, 障害児 通園施設を利用中の場合 ※兄姉が柏市から施設等利用費給付認定を受けて いる場合は除く

(注<sub>1</sub>) 当初申請時に提出した内容と相違がない場合は, 再度の提出は不要です。なお, 認可保育所等の申し込みまたは兄姉の認定申請等で既に提出している場合, 既に提出している証明書の証明日以降 6 か月以内の入園については提出不要です。



## 6. 保育を必要とする状態について

表Ⅰ. 保育を必要とする状態

No.	保護者の状況	要件
1	就労	「週 16 時間以上」かつ「月 64 時間以上」を共に満たす就労をしている場合
2	就学	学校 <sup>(※<sup>1</sup>)</sup> に在学している又は職業訓練 <sup>(※<sup>2</sup>)</sup> を受けていて「週 16 時間以上」かつ「月 64 時間以上」を共に満たす就学をしている場合
3	妊娠・出産	母親が妊娠中か出産後間もない場合(出産月の前後 2 か月以内)ただし、月の初日に生まれた時はその月を 1 か月とする
4	疾病・障害	保護者が疾病、負傷、障害がある等の状態であり、児童の家庭保育にあたれない場合
5	介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている場合を含む)を「週 16 時間以上」かつ「月 64 時間以上」を共に満たす介護又は看護をしている場合
<b>注意：「求職活動中」及び「育児休業中」は支給対象外となります。</b>		

※<sup>1</sup> 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。

※<sup>2</sup> 職業能力開発推進法第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練。

表Ⅱ. 保育を必要とする状態であることの証明

No.	保護者の状況	提出書類	説明
1	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書	<b>保護者 1 人につき 1 枚</b> ご用意ください。 職場の人事担当者等による記入・押印が必要です。
		<input type="checkbox"/> 自営業届	保護者自身で記入、押印を行ってください。
2	就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書	カルチャースクールは対象外となります。
		<input type="checkbox"/> カリキュラム・時間割	
3	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日、妊娠中の経過のページの写し (柏市発行の母子手帳の場合、順に p1, p4, p9)
4	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書	診断書は、「病名」「症状」「療養期間(記載が可能な場合)」「 <u>児童の家庭保育にあたれない状況にあるか</u> 」の記載が必要です。
5	介護・看護	<input type="checkbox"/> 看護状況申告書	診断書は、「病名」「症状」「療養期間(記載が可能な場合)」「 <u>家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか</u> 」の記載が必要です。 身体障害者手帳をお持ちの場合は、写しを添付してください。
		<input type="checkbox"/> 診断書等	

## 7. 対象施設一覧（R3.4.1現在）

	名称	所在地	電話
保育 ルーム 柏市	カンガルーぼけっと保育園	柏市柏6-7-8 オキスビル1A	04-7168-6781
	チャイルドホーム	柏市十余二276-298	04-7133-8544
	豊四季駅前保育園	柏市豊四季1008-15 フォーシーズンビル1階	04-7186-6219
認可外 保育施設	保育所ちびっこランド まつば園	柏市松葉町2-15-6	04-7133-8055
	リトルガーデン柏の葉キャンパス校	柏市松葉町3-23-1	04-7157-1724
	チコル保育園	柏市若柴178-4柏の葉キャンパス148街区1 パークシティ柏の葉キャンパスサザンゲートタワーウエスト 3階	04-7157-3188
	エンジェルモンテッソーリ 子どもの家	柏市松葉町5丁目18番 第2田口ビル1階	04-7113-9003
	スマイルキッズ インターナショナル	柏市北柏1-6-6 昭信ビル2階	04-7162-1960
	ママズスマイル柏駅前店	柏市末広町4-5 金子ビル3階	04-7157-2111
	<p>児童福祉法59条の2第1項に規定される届出対象施設である柏市外の認可外保育施設のうち、厚生労働省が定める認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設（事業所内保育施設を除く）。</p> <p>※指導監督基準を満たす旨の交付の有無は、所在する都道府県のホームページよりご確認ください。</p>		

	名称	所在地	電話
企業 主 導 型 保 育 施 設	ふくしあ保育園 柏園	柏市中央2-11-13 高市ビル106	04-7126-0233
	保育室みどりの木	柏市東中新宿1-23-16	04-7137-7554
	りとるういず南柏保育園	柏市新富町1-2-39	04-7128-9550
	モラージュこぼと保育園	柏市大山台2-3	04-7157-2525
	保育ルームFelice 柏Ⅱ園	柏市明原2-6-5 クレシント <sup>®</sup> 106号	04-7136-2471
	保育ルームひまわり	柏市柏3-7-11 柏タウンハイツ103	04-7196-6342
	ニチイキッズ 柏の葉キャンパス保育園	柏市若柴277-7中央163街区1 柏の葉オアシス <sup>®</sup> イルジ <sup>®</sup> 1階	04-7133-1051
	しおり保育園	柏市大山台2-15	04-7138-6625
	あちーぶ保育園	柏市大津ヶ丘4-24-10	04-7197-5788
<p>児童福祉法59条の2第1項に規定される施設（同項の規定により届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）であり、同法第6条の3第12項に規定される柏市外の企業主導型保育施設のうち、厚生労働省が定める認可外保育施設に対する指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている、かつ地域枠を設けている施設。 ※指導監督基準を満たす旨の交付の有無は、所在する都道府県のホームページよりご確認ください。</p>			

- ・ 保育年齢及び開所時間は各施設にお問い合わせください。
- ・ 認可外保育施設等による保育は、保護者の皆様と各保育施設の直接契約に基づくものです。

～契約内容をしっかり確かめておきましょう～

### 良い保育施設の選び方 10か条(厚生労働省)

1. まずは情報収集を
2. 事前に見学を
3. 見た目だけで決めないで
4. 部屋の中まで入って見て
5. 子供たちの様子を見て
6. 保育する人の様子を見て
7. 施設の様子を見て
8. 保育の方針を聞いて
9. 預け始めてからもチェックを
10. 不満や疑問は率直に

## 8. 認可保育所等保育料額表(月額)

税額	定義	階層	0～2歳
			標準時間
	生活保護世帯・里親	1	0円
	市民税非課税	2	0円
	市民税均等割のみ	3-1	5,900円
市民税※祖父母等をみる場合あり 所得割課税額(父母合算)	所得割 5,000円未満	3-2	7,700円
	所得割 5,000円～18,599円	3-3	9,500円
	所得割 18,600円～33,599円	3-4	11,300円
	所得割 33,600円～48,599円	3-5	13,100円
	所得割 48,600円～56,999円	4-1	16,400円
	所得割 57,000円～66,999円	4-2	19,700円
	所得割 67,000円～76,999円	4-3	23,000円
	所得割 77,000円～86,999円	4-4	26,300円
	所得割 87,000円～96,999円	4-5	29,600円
	所得割 97,000円～114,999円	5-1	32,900円
	所得割 115,000円～132,999円	5-2	36,200円
	所得割 133,000円～150,999円	5-3	39,500円
	所得割 151,000円～168,999円	5-4	42,800円
	所得割 169,000円～194,999円	6-1	46,100円
	所得割 195,000円～220,999円	6-2	49,400円
	所得割 221,000円～246,999円	6-3	52,700円
	所得割 247,000円～272,999円	6-4	56,000円
	所得割 273,000円～300,999円	6-5	59,300円
	所得割 301,000円～332,999円	7-1	61,300円
	所得割 333,000円～364,999円	7-2	63,300円
所得割 365,000円～396,999円	7-3	65,300円	
所得割 397,000円～444,999円	8-1	67,300円	
所得割 445,000円～499,999円	8-2	69,300円	
所得割 500,000円以上	8-3	71,300円	

保育料の軽減については、以下の表を御参照ください。

条件	多子世帯	母子・父子、在宅障害世帯
市民税非課税	無料	
市民税均等割のみ～所得割57,699円	生計を一にする兄・姉がいる 第2子半額・第3子無料	第1子半額 ※0～2歳…半額が9,000円を超える場合は9,000円 ※3～5歳…半額が6,000円を超える場合は6,000円
所得割57,700円～77,100円	小学校就学前の兄・姉がいる (保育園等に通園している場合) 第2子半額・第3子無料	第2子無料
所得割77,101円以上		通常額

※ 軽減後の保育料は、10円未満切り捨てとなります。

### 《お問い合わせ先》

柏市こども部 保育運営課 入園担当 施設等利用給付班  
〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号  
電話番号 04-7167-1137